

「大乘掌珍論」管見

——中觀・瑜伽交渉における一視點として——

光 川 豊 藝

一

周知のように「大乘掌珍論」とは清辯造玄奘譯の一書が中國に傳わっているだけで梵本も西藏譯も現存していない。この論には大體、十二の註釋書があったようであるが、残念なことに現在残っているものは、唐代失譯の一卷と寶雲師の大乗掌珍論一卷、同じく寶雲師の大乗掌珍論發揮三卷、それに秀法師の掌珍量導一卷の四本しか傳わっていない。寶雲師とは筑前の人で本願寺の勸學の職にあった天保年間に眞宗學座でこの發揮を講じたものを底本として、小山憲榮氏が校補の上、明治廿三年に出版したものであるが、秀法師の方は内容からみて法相宗系統の人であろうとの推定以外には仔細な點では全く不明である。たゞその寫本に保元元年の日付があるところよりそれ以前の人であつようである。

一方、外國では Pousin 教授が一九三三年に本論の佛譯

を出し、また ⁽⁶⁾ Aiyawami Sastri 氏が漢文からの還梵を一九四九年に出版されただけで、我が國に於ては山口益博士を中心に幾人かの學者が本論について關説しておられるが、總體的には餘り本論に對する研究は進められていなかったようである。それは漢譯された清辯の著作が般若燈論とこの掌珍論の二ツだけであつたことゝ、近年、清辯研究の中心が中觀心論や般若燈論に向けられ、就中、彼の主著とも目される中觀心論にその研究の注意が向けられ初めたゝめでもあらう。それにこの掌珍論二卷から特に、彼獨自の教學を取り出せる程その特殊性が見出し難いと云う内の事情と、また一方、この論書が清辯造で玄奘譯であつたと云う點から考えて、中國でも法相、三論の兩宗から餘り好感を持たれなかったのではないかと云う外的事情も介在していたように思われる。

しかし、今こゝでこの掌珍論を問題として取上げたのは、護法、清辯空有の論諍の歴史的事情はさておいても、中觀、

瑜伽の教義的論争と云う事點に於て何故、玄奘が中觀派のこの論を中國に譯出したのか、または如何なる態度で翻譯をしたのかと云う點についてある。と云うのは中觀派系の清辯の中觀心論はもとより、月稱の入中論、寂天の入菩提行論には夫々みな瑜伽唯識の説を批判した一章が設けられ、また清辯、月稱の中論釋にも *yogacārin* とか *Vijñānavādin* とかの但書のもとに彼等の説が批判の對象とされているし、同時にまた唯識派の側に於ても、慈恩が成唯識論述記に、遁倫が瑜伽論記に夫々清辯をもつて惡趣空論者と逆に批難している點等を考えるなら、印度に於てはとか中國に於ては云う地域的事情を越えて、ともかくも思想的には後世お互いに他の説を批判しあつた跡があることは事實である。勿論、時代的にみて月稱以後の中觀派の人達を玄奘は知らなかつたとしても、このように中觀、瑜伽の對立、交渉と云うことが印度、中國に於て後々問題になつて來る事情のもとに於て、唯識系の玄奘が如何なる態度、意圖をもつて中觀系のこの論書を譯出したのかと問題となつて來るであらうからである。

二

上來述べ來つた中觀、瑜伽の對立、交渉は印度佛教に於ても勿論問題になることであるが、こゝでは兩派の交渉の接點に立つてこの間の事情に問題を投げかけている感のある玄奘

個人を仲介として取扱つてみたい。

彼が譯出した中觀派の論書はこゝで扱う掌珍論と聖提婆の廣百論本、それに對する護法の註釋である大乘廣百論釋論との三本であるが、この廣百論釋論の方は同じ系統の護法の註釋になるもので、内容の面からみても破邊執品第六と最後の教誡弟子品第八の結び附屬の文には特に、唯心的色彩の濃い唯識説が展開されているが、同じ四百論の註釋でも月稱にはそれらしき展開の跡がないことからして、この書が中觀系の聖提婆のものでありながら護法によつて註釋される内に、或る部分には巧みに唯心説が盛り込まれたのではないかと思われる。このような點から玄奘がこの書を取上げ譯出したとしても領けるものがあるが、掌珍論の方はそう簡單には割切れないようである。

何故なら、問答往復の形式で述べられているこの論に於て、相應論師、即ち、瑜伽唯識派の人達の説がそこで批判されていることである。そしてその相應論師の説を破する解答の文の中に限つて二回程「廣くは入眞甘露にすでに具さに分別せるが如し、故に重ねて辯ぜず」と書かれているこの入眞甘露なる書が同じく、清辯の中觀心論第三章、眞實智を求める章に當ることは、既に、山口博士によつて指摘されていることであるが、玄奘譯のこの書に入眞甘露なる書名が見え、それが瑜伽行派に對する破析に關係のあることは明白であ

り、且つまた一方では玄奘と同門の學徒でもあつた圓測が解深密經疏の中で、この入眞甘露品が清辯の中觀心論であることを知っていた記述があること、乃至は慈恩が成唯識論述記に清辯を指して空無に墮するの徒として排斥していること、即ち玄奘、慈恩、圓測と並べた此等三人の記述をみると、清辯に對する法相宗の立場も自ずと鮮明になつて來るようである。しかし本論を譯出したのは玄奘が法相宗を確立する以前であつたことから瑜伽唯識を批判した部分のあるこの書を彼が翻譯したとしても何も問題はないとも考えられる。が少くとも後々法相宗に於いて歡迎されなかつたであらう清辯の思想、しかもその人の著作であるこの掌珍論に瑜伽唯識の思想が批判されていることを承知で翻譯をなしに玄奘の態度は一應、不可解と考へねばならない。玄奘自身、その翻譯事業に全使命を感じ、法相宗の體系的組織付けは慈恩に委譲していたゝめか、或いはこの論に取上げられてゐるが如き批判によつては自宗の教義は全く微動だにしないと考へたからか、その邊の事情は未だ不明であるが、しかし中觀、瑜伽の論争、交渉と云うその丁度接點にあつて玄奘のその立場と云うものはもう少し思想的にも追究される必要があるようである。

三

掌珍論に於ける造論の目的とは云うまでもなく、有爲空、

無爲空を因明形式によつて明し、その有爲、無爲空の理を悟ることによつて無分別智を得ることにある。しかし、この無分別智は空觀を修習することによつて生じるのであるが、その空觀の積集は聞慧の力によつて生じる。従つてこの聞慧を得さしめんがためにこの論が作られたのであると云われている。そして、その有爲空の立場に對して十八、無爲空の立言に對して十四の外難が擧げられてゐるが、今兩者の間答往復の跡をたどることによつてこの問題を考へてみよう。

先ず、相應論師の側から清辯の説を首肯しえないとして擧げるものは、

(1) 掌珍論に於いて清辯は有爲空を立証するために、眞性につけば有爲は空なり。緣生なるが故に、幻の如しと云う立場を擧げているが、これに對して相應論師は大體次のように云う。即ち、彼等は、清辯は勝義に於いては有爲は空なり。緣生の故にと説くが、その緣生とは無因自然にして生じる自然生のことでないのは勿論であらう。我々相應論師に於いても遍計は體性都無の故に相無性であるが、依他の方は緣生であっても空ではない。その體有なるものを空と説くのは自然生なき生無性の邊より假りに空と云つたまでである。従つて汝清辯が自然生の性なき生無性の邊について空と云うのであれば、遍計は無、依他は有と云う我々の側の義を釋成するものとなるし、又、そうでなく遍計、依他共に空と云うのであれ

ば、遍計の上の假立の法もなくなつて、汝の説は全く斷無の見となる。それでは聖教に違ふことになるであらう。との難と、もう一つは

(2)無爲空を立証する下巻の中に、眞如勝義の上に更に第二の勝義はない。その第二のないところを空と名付けて眞如を空と説く、眞如勝義は自體有であるけれども、その上に第二の眞如がない。そのないと言う點より勝義諦で眞如を空と説くと云うのであれば、それは我々にとつても理に契うものであるが、眞如は勝義諦では實有ではないと云うことは我々にとつて認めることは出来ない。何故なら出世無分別智（根本智）は親しく眞如を証するものであるし、後得清淨世智（後得の無分別智）は相分を變じて眞如を緣するものであるから、これらの智が無爲を緣するので、眞如が實有でないと言ふことになれば、これらの智は無を緣じて、境がなくなるから眞如は實でなくてはならないと反問している。このことは三性説と眞如の面より清辯を批判したものと云えるであらう。

勿論、掌珍論に於いて取上げられている相應論師の説が以上の二項目を出ないと云うのではなく、敵者の名稱のないもので相應論師の説を出しているもの、または清辯の解答を裏返せばそれが瑜伽師の説である場合もあるが、大體以上の二點がその主なるものである。この外に寶雲師の發揮によれば發問者の名を出していないもので、それを護法論師の説で

あるとするものが幾つかみられるが、これは皆、有爲、無爲空について別な角度から出された批難であつて、それらも殆んど上に擧げた空の斷見、依他の問題の中に包括されるものであるから一々こゝには取出さないが、その内の一ツだけを附加するなら、掌珍論の文では、「餘^①あつたまた曰く」とあつて、緣生故の因は世俗でも勝義でもなく、又、自にも他にも成立しないといふ質問の文を寶雲師が註釋して、因明に於ける因は立敵共許でなければならぬ。しかるに緣生故の因は護法では、有爲法は必ず識變にして緣より生じると云い、清辯は心外緣生と立てどちらも他を認めないから、緣生故の因は成立しないとして自と他と云う語を夫々清辯と護法とにあてゝこの文を解釋していることは寶雲師の發揮に於ける一ツの態度を物語るものと云えるであらう。

さて、これらに對する清辯の解答は瑜伽師が依他は假有であるが、自然生の性なき生無性について空と云うのであれば我々は反問しないと云うが、このことは我々中觀師にとつて、因緣生なる眼等の依他の上に因より生ぜず。滅壞なき當情現相の眼根等が畢竟じて無性である。それを空と名付けるようなもので、遍計の空であると云うことは立敵共に許していることであるから、そのようには云えないということ、依他は緣より生じたものであるから所作空のものであるが、眼等は體用都無の自性空と云われるものである。従つて、眼

等は無生で、無生の故に空であるから生無性で空とはいえない。生無性は因縁生の上で立てられる所作空で自性空のものではないと言うこと、更には、依他の起るとき勝義諦で自性があるならそれは生無性とは云えない。もし生無性であるから自性が生じない、これを無生なりとするならそれでは體がなくなつて唯識實性ありとする汝自らの宗に違することになるであらう。という三つの理由によつて瑜伽師からの難を斥けている。これらの論争にみられる兩者の相違は、瑜伽師が依他を有とし、清辯は無と考へ又、瑜伽師は遍計を無とし依他を有とするのに對し、清辯は勝義を無とし世俗を有とする三性と二諦との相違、或いは瑜伽師が他縁より生じたものを空とは名付けないのに對し、清辯は縁生を即空とするところに起因した論争であつたと云えるであらう。このことは中觀心論第五章第八一—三偈に說かれる所論ともよく似ている。

次に第二の問題は、相應論師が眞如勝義の上に第二の眞如勝義はないことをもつて空と説くが眞如勝義は實有である。何故なら無分別智が無爲を縁するからである。従つて眞如勝義は實有、無之有であるとする反問に對して、清辯は無分別智が無爲の境を縁すると言うなら、かゝる無分別智は所縁によつて生ぜしめられたものあるから、それは縁より生ぜしめられた有爲のものであつてもはや無分別智とは言えない。とその難を斥けるのであるが、これらの所論も中觀心論第五章

第八六偈にみられるものと同じ内容のもので、そこでは識論者に於いて眞如勝義が無之有と云われ、勝義諦が行ぜられ成就される點を智の働きという面より述べて、勝義そのものは既に分別智の作用する範圍を越えている。そう言う勝義を見る智と言うものは有分別のものである筈がない。従つて無分別智が無爲を縁じ、そのことより眞如は實有であるとするのが識論者の説であるが、これに對する清辯の見解は、あくまで無分別智が無爲を縁するとか、無爲を了得する智と考えることは、その縁するとか了得すると言う點で既に世間智の領域を犯し、有爲化されているとして反對するのである。このことは眞如勝義と言うものをあくまで遮遣否定という仕方では捉えようとした中觀派はそれを無と考へ、識論者はそれを無之有として行的な智の働きをもつて眺めようとした所にかゝる相違が生じたものと思われる。

四

以上、三性と眞如、勝義と言う面から兩者の論難の跡をかいつまんで見た理であるが、實は、この掌珍論はこれだけでは理解し難い點が多く、寶雲師の註釋や山口博士の中觀心論の研究を参考にその跡をたどつて來たわけであるが、それにしても掌珍論の文章は簡略に過ぎるようである。

さて、この掌珍論に於いて問題になる有と無の問題、即ち

三性と二諦との面からする論争は中觀心論や般若燈論にも問題にされているように、中觀、瑜伽の論争はこの兩者の取扱ひ方の相違によつて起つたとも考えられる程重要な問題であつたに違ひない。それがこの掌珍論にも關説されていると言ふことは、この論が兩者の相違の根本を突いているものと言えるであらう。であるなら法相宗にとつても問題であるこの論を玄奘は如何なる態度で譯出したのであらうかと言ふことが問題になつて來るのであるが、護法の註釋になる廣百論釋論を玄奘が譯出したことは先にも述べたが、最近、梶山雄一氏の研究によれば、護法はその註釋の中で清辯の名を出していないけれども、内容からみて明らかに清辯を批判した一文のあることを指摘しておられる。玄奘がこの廣百論を譯出するとき、そのことを見抜いていたとすれば、彼は中觀、瑜伽の論争の事點がどこにあるかを正しく知り、清辯と自説との相容れない點を誤りなく紹介しようとして本論をあえて譯出したとも考えられるが、護法が聖提婆の四百論を註釋するに當つて、それを巧みに改變し中觀派の説を批判したとすれば、清辯のものを譯出するに當つて、玄奘が果して清辯の説を巧みに改變したか否かと言ふことが今後の問題として残るであらう。梵本も西藏譯もない掌珍論にあつては、直接には同じ清辯の著作である中觀心論等と掌珍論とを對照してみないことには詳しくは分らないことであるが、掌珍論の中に、

「實性眞如^①は轉依を相として法身成就す」とか「空を觀じる眞對治道をうるに由つて、一切の分別と遍計所執の種子の所依なる異熟識中の分別等の種は餘りなく永斷す」と言つたように、唯識派の熟語を借りたような型で清辯の自説が述べられていることが、清辯にとつて果して最終的に妥當であるかどうかと言ふことである。

いずれにしても、この掌珍論は瑜伽系の人が中觀系のもを譯出したと言ふ點でこの間を結ぶ接點の役割を果していると考えねばならないし、中觀、瑜伽の交渉面を見ていく場合、護法、月稱と兩系統の人の註釋をもつ廣百論釋論と共に重要な資料となるであらう。極言すればこの間の事情を扱う中國側、印度側の兩資料としてもつと別な角度から見直す必要があるのではないかと考へている。

- 1 佛書解說大辭典による。
- 2 永田文昌堂刊。
- 3 秀法師については「日本大藏經」解題下卷一八三頁。
- 4 Mélanges chinois et bouddhiques, vol. II, pp. 68-146.
- 5 Viśva-Bharati Annals, vol. II, 119 pp.
- 6 「成唯識論述記」(大正・四三・三五九上)
- 7 「瑜伽論記」(大正・四一・五〇七下—一八中)
- 8 「掌珍論」(大正・三〇・二七二上、二七五上)
- 9 山口益著「無と有との對論」五九頁。
- 10 「解深密經疏」(尼續・三四ノ四、三六〇右下)
- 11 「發揮」中卷四九、左。
- 12 山口同書、五三四頁。
- 13 密敎文化、六四・五合併號。
- 14 「掌珍論」大正・三〇・二七四下)